

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

(平成 19 年 3 月 27 日 教育委員会規則第 4 号)

(改正 平成 29 年 6 月 30 日 教育委員会規則第 4 号)

(改正 令和 2 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 7 号)

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号 第 47 条の 5 の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、児童・生徒を中心とした学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

(設置)

第3条 協議会は、教育委員会が、あらかじめ校長の意見を聞いて設置する。

(学校運営に関する基本方針の承認)

第4条 協議会が設置された学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、当該対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条の趣旨を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営の基本方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 当該対象学校の校長
- (5) 当該対象学校の教職員
- (6) 有識者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員のうち、その一部については、公募することができる。

3 当該対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第6条第4項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと

（報酬）

第9条 委員の報酬は、教育長が別に定める。

（会長及び副会長）

第10条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、協議会を招集し、会議の議事を掌る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（議事）

第11条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 4 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき
 - (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき
 - (3) その他、解任に相当する事由が発生したとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第15条 協議会は、当該対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、児童・生徒、保護者及び地域住民等の意見等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。
- 3 協議会は、保護者及び地域住民等に対して自らの活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日三重県教育委員会規則第14号）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条第1項による指定を受けた学校は、この規則による改正後の三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条の規定により協議会が設置された学校とみなす。

附 則（令和2年3月31日三重県教育委員会規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。